

『消費者教育』投稿規程

1. 投稿者は、本学会正会員および学生会員に限る。また、連名で投稿する場合は連名者も正会員または学生会員であることを必要とし、学生会員が投稿する場合は指導教員（正会員）との連名であることを必要とする。
2. 投稿論文は次のいずれかとする。
 - 1) 本学会全国大会(研究発表・ポスター発表)で発表した者が、その発表内容に基づきまとめた論文。(発表年度及び翌年度の投稿が可能である)
 - 2) 編集委員会が依頼した者が、その依頼にそってまとめた論文。
3. 投稿論文は消費者教育の研究・実践に寄与しうるもので、他の学会誌、紀要などに掲載されていないものに限る。投稿論文と内容的にきわめて関係の深い論文がある場合、その抜刷またはコピーを合わせて提出する。
4. 投稿希望者は、投稿を希望する『消費者教育』が発行される前年の10月31日迄に、本学会のホームページより投稿申請を行う。
5. 投稿論文に付す英文表題及び英文要旨は、あらかじめネイティブチェックを受けたものとする。
6. 投稿者は投稿に際して、審査料および通信費として10,000円を納める。
7. 投稿原稿の採否、種別（報文、研究ノート）および掲載の順序は、複数名の審査員による査読を経て、編集委員会において決定する。
8. 別刷りは30部まで無料とする。
9. 執筆要領に定められた刷り上がり頁数を超過した場合は、執筆者は刷り上り1頁につき20,000円を支払う。但し、超過頁数は最大2頁までとする。
10. 同一人のファーストオーサーによる投稿は、各冊1編に限る。
11. 掲載された論文の著作権は、日本消費者教育学会に帰属する。ただし、著者は自著の転載を本学会の許可なしに行うことができる。その場合、転載先には出典を明記すること。
12. 執筆要領は別に定める。

(附則) 本規程は、2011年10月22日から施行する。

(附則) 本規程は、2014年8月19日に改正、施行する。

(附則) 本規程は、2016年10月1日に改正、施行する。

(附則) 本規程は、2017年9月6日に改正、施行する。

(附則) 本規程は、2022年3月27日に改正、施行する。

(附則) 本規程は、2022年8月28日に改正、施行する。